

照会及び質問等に対する回答(抜粋)

項番	記載頁・部分	記載項目・内容	照会及び質問等	回答	備考
7	仕様書 3頁	企画内容に関わる部分について	有名タレントを起用しないことに関して、費用以外の事由において特段の理由がありますでしょうか？	いわゆる有名タレントを起用しないとした趣旨は、スポットCMを調達するための費用を、有名タレント起用のために使用するのではなくなるべく多くの国民に効果的に伝達させるための費用、例えば、テレビスポットCMであれば、できる限りのGRPを獲得するための費用等に充てたいということにあります。	
8	仕様書 3頁	第3の1 制作内容	いわゆる有名タレントについては起用しない、とあるが「いわゆる」の定義とは何か。	いわゆる有名タレントを起用しないとした趣旨は、スポットCMを調達するための費用を、有名タレント起用のために使用するのではなくなるべく多くの国民に効果的に伝達させるための費用、例えば、テレビスポットCMであれば、できる限りのGRPを獲得するための費用等に充てたいということにあります。したがって、スポットCMにおいて「人物」を使用することは問題はありません。当該人物が「いわゆる有名タレント」であるか否かは、上記の趣旨から判断してください。	
9	仕様書 3頁	第3の1 制作内容	なぜTVCMとして効果的と考えられる「いわゆる有名タレント」を起用しないのか。	いわゆる有名タレントを起用しないとした趣旨は、スポットCMを調達するための費用を、有名タレント起用のために使用するのではなくなるべく多くの国民に効果的に伝達させるための費用、例えば、テレビスポットCMであれば、できる限りのGRPを獲得するための費用等に充てたいということにあります。	
10	仕様書 3頁	第3の1 制作内容	ラジオCMについて著名なナレーター等(例えば声優)を起用することは可能でしょうか。	いわゆる有名タレントを起用しないとした趣旨は、スポットCMを調達するための費用を、有名タレント起用のために使用するのではなくなるべく多くの国民に効果的に伝達させるための費用、例えば、テレビスポットCMであれば、できる限りのGRPを獲得するための費用等に充てたいということにあります。この趣旨を踏まえたく、ご検討ください。	